

住民税の申告

所得税の確定申告はお早めに……………

2月16日から3月15日まで

◎税務署へ申告される方は、事業税、住民税の申告は必要ありません。
なお、申告の必要のない方でも住民税の申告書は市町村に提出して下さい。

毎年、春風とともにやってくるのが確定申告です。

春はもうそこまできました。例年のこととはいえ、申告期限間際にあわてないよう早めに準備をしておきましょう。

御承知のことと存じますが、所得税の確定申告は2月16日～3月15日、贈与税の申告は2月1日～3月15日です。3月10日すぎになりますと、例年、税務署の窓口は大変混雑し、ゆっくり相談ができなかったり、長時間お待たせすることがあります。申告と相談は、できるだけお早めにお済ませください。

なお、お書きになった申告書は郵送でも受付けております。

さて、サラリーマンの方でも確定申告をしなければならない場合があります。

それは……

①給料・賞与の総額が1千万円を超えるとき

②2ヶ所以上から給与をもらっているとき

③給与以外の所得が20万円を超えるとき

◎但し、住民税の申告は20万円以下でも申告して下さい。

詳しいことは、銚子税務署又は、役場税務課でおたずね下さい。

◎お問い合わせ先

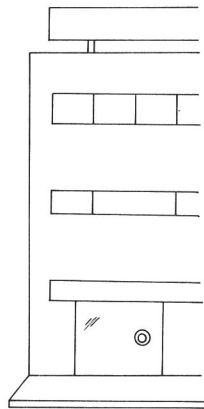
銚子税務署 0479 (22) 1571

役場税務課 Tel (4) 1211

(有) 205～01

申告は青色で

還付を受けるための申告書（給与一ヶ所の方で医療控除などで還付を受けられる場合は、還付用申告書があります。）は二月十五日以前でも受け付けています。



還付申告は二月十五日以前でも

お知らせ



確定申告のための説明会

所得税・事業税・住民税の申告書の書き方や税法の改正等の説明会を開催しますのでご利用下さい。

◎日時 2月9日(水) 13時30分～

場所 旭市農協3階ホール

◎日時 2月10日(木) 13時30分～

場所 八日市場市公民館

所得税・譲渡所得税 贈与税出張相談

| 月 日 | 会 場 | 時 間 |
|---------|---------|------------|
| 2月25日 | 八日市場市役所 | 9:30～16:00 |
| 2月28日 | 八日市場市役所 | 9:30～16:00 |
| 3月1日・2日 | 八日市場市役所 | 9:30～16:00 |
| 3月7日 | 光町役場 | 9:30～16:00 |

申告相談

税務課による申告相談は、3月3日(木)から15日(火)まで役場2階第2、第3会議室で、午前9時から午後4時（ただし、土曜日は午前11時）まで行っていますので、お気軽にご利用下さい。

税理士の無料相談

| 月 日 | 会 場 | 時 間 |
|---------|------|------------|
| 3月3日・4日 | 光町役場 | 9:30～15:30 |

所得税相談、譲渡所得税、贈与税の相談は2月16日から3月15日まで銚子税務署でも行っています。

納税は振替で